

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…

○建築基準法による一定の一団地の区域の認定取消し……………(同)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

告示(消)

○火災予防施行規程の一部改正……………

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)…

正誤

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第百十二号……………

告示

●東京都告示第八百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年五月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市小川町一丁目七百七十二番三、平成二十七年四月十七日

七百七十三番、七百七十四番一、同

番二、七百七十五番一、同番二、同

番四、同番五、七百七十六番二、七

百九十二番一、同番三、同番四、七

百九十三番四、同番五、七百九十四

番一、同番二、同番三、七百九十五

番一、同番二、七百九十七番、七百

九十八番二、同番三、七百九十九番

二、八百十四番二、八百十五番、八

百十六番、八百十七番二、八百二十

九番三、八百三十番一、同番二、同

番三、同番四、同番五、同番六、八

百三十一番一、八百三十二番二、八

百三十二番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第八百七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

東京都東村山市萩山町三十番一、同番 平成二十七年四月十六及び同番十八 月二十三日

●東京都告示第八百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

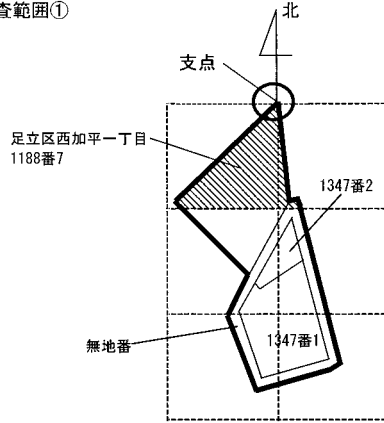
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

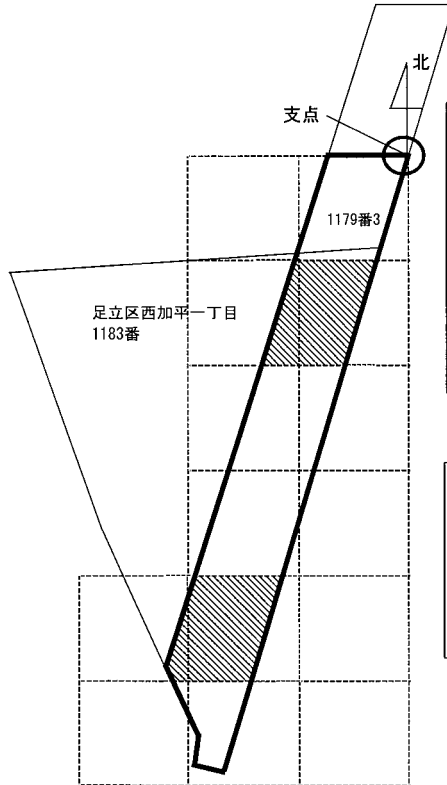
調査範囲①



<支点①>
 支点①は、足立区西加平一丁目1188番7の最北端とする。

<格子の回転角度①> 0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査範囲②



<支点②>
 支点②は、調査対象地の最北端とする。
 (X座標:-24930.916、Y座標:-841.072)
 ※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

<格子の回転角度②> 0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 筆境界線
- 単地区画境界線
- 形質変更時要届出区域

告 示 (消)

●東京消防庁告示第3号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月21日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

第6条の3の3の2中「第28条の2第2項第4号」を「第28条の2第2項第5号」に改める。

第9条の5中「第2項第4号」を「第2項第5号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人・音楽芸術家クラブBE AMBITIO

<p>五 定款に記載された目的 この法人は、企業、研究機関等に長年勤務し第一線を退いた企業経営者、研究機関研究者、療法士などの有資</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目三番二号 マツシタビル二階</p> <p>三 代表者の氏名 町田 洋子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPOティ・エヌ・ジー・サポート</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月三十日</p>	<p>格者等が、科学及び福祉に関する研究・開発に取り組んでいる国公立研究機関等及び主にベンチャー企業、中小企業が持つ技術、知的財産権等を生かし持続可能な協力体制の構築の支援を目的とする。また、単に新しい取り組みを作るだけでなく、既にある取り組みのポテンシャルを最大限引き出し、そのための新しい協力体制を創出し、この事業を通じて効果的なソーシャルイノベーションづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。 平成二十七年五月二十一日 東京都水道局長 吉田 永</p>	<p>九一〇五 株式会社 シニアマ 久保木康雄 千葉県船橋市二和東一 同日</p> <p>九一〇四 省英設備 工業 森田 淳一 八王子市元八王子町一丁目二十五番地六 同日</p> <p>九一〇三 総和設備 工業株式会社 木村 正幸 八王子市明神町四丁目六番六号 同日</p> <p>九一〇二 株式会社 アイエス ビーサー 國司 学 中野区弥生町五丁目二番一号 平成二十七年三月十七日</p> <p>九一一 株式会社 エス・エス・イー 坂巻 正雄 神奈川県海老名市中央二丁目一番十六号 同日</p> <p>九一二 千住工業 所 山口 好紀 足立区千住仲町三番七号 同日</p> <p>九一三 親和建設 株式会社 生沼 久 八王子市上巻分方町百九十番地 同日</p> <p>九一四 輝設計 株式会社 栗澤 秀雄 神奈川県横浜市都筑区中川八丁目六番十九号 同日</p> <p>九一五 株式会社 工藤 卓也 神奈川県大 同日</p>	<p>US 三 代表者の氏名 尾花 輝代允</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿二丁目五番二号 フォーチュンコーポ新宿御苑前六〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、オペラ・ミュージカルという総合芸術を通し、青少年や若い芸術家の支援・育成に努め、また一般市民社会人の参加を得て、伝統文化の継承につとめ、また、その他必要と考えられる芸術活動(研修・講演等)の事業を実施することにより、地域の芸術文化の振興とともに我が国の音楽芸術文化の振興・発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>九一〇六 細谷 敬文 国分寺市西恋ヶ窪二丁目十一番地三十九</p> <p>九一〇七 株式会社 キッツ 堀田 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目十番地一</p> <p>九一〇八 SUGA 設備 菅 哲治 足立区南花畑三丁目四番十七号 同日</p> <p>九一〇九 松嶋設備 松嶋 稔 東大和市芋窪四丁目千四百二十四番地の七</p> <p>九一一〇 株式会社 水道一〇番 吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目五番十六号一〇二</p>	<p>九一〇六 細谷 敬文 国分寺市西恋ヶ窪二丁目十一番地三十九</p> <p>九一〇七 株式会社 キッツ 堀田 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目十番地一</p> <p>九一〇八 SUGA 設備 菅 哲治 足立区南花畑三丁目四番十七号 同日</p> <p>九一〇九 松嶋設備 松嶋 稔 東大和市芋窪四丁目千四百二十四番地の七</p> <p>九一一〇 株式会社 水道一〇番 吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目五番十六号一〇二</p>	<p>三 代表者の氏名 尾花 輝代允</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿二丁目五番二号 フォーチュンコーポ新宿御苑前六〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、オペラ・ミュージカルという総合芸術を通し、青少年や若い芸術家の支援・育成に努め、また一般市民社会人の参加を得て、伝統文化の継承につとめ、また、その他必要と考えられる芸術活動(研修・講演等)の事業を実施することにより、地域の芸術文化の振興とともに我が国の音楽芸術文化の振興・発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>格者等が、科学及び福祉に関する研究・開発に取り組んでいる国公立研究機関等及び主にベンチャー企業、中小企業が持つ技術、知的財産権等を生かし持続可能な協力体制の構築の支援を目的とする。また、単に新しい取り組みを作るだけでなく、既にある取り組みのポテンシャルを最大限引き出し、そのための新しい協力体制を創出し、この事業を通じて効果的なソーシャルイノベーションづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。 平成二十七年五月二十一日 東京都水道局長 吉田 永</p>	<p>九一〇六 細谷 敬文 国分寺市西恋ヶ窪二丁目十一番地三十九</p> <p>九一〇七 株式会社 キッツ 堀田 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目十番地一</p> <p>九一〇八 SUGA 設備 菅 哲治 足立区南花畑三丁目四番十七号 同日</p> <p>九一〇九 松嶋設備 松嶋 稔 東大和市芋窪四丁目千四百二十四番地の七</p> <p>九一一〇 株式会社 水道一〇番 吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目五番十六号一〇二</p>
---	---	--	---	--	--	--	---	--

四三五	千住工業	山口 和雄	足立区千住	同日十六
八〇六七	株式会社 ファイネ ル	山口 榮治	目黒区上目 黒二丁目四 十四番十八 号	同日十日
六九六六	日昇エン ジニアリ ング株式 会社	杉田 功	新宿区中落 合二丁目二 十三番十一 号	平成二十 七年三月 九日
九一二六	株式会社 タニムラ 設備	谷村 隆一	埼玉県志木 市中宗岡三 丁目九番三 号 光ビル 一階	同日
九一二七	株式会社 アテラス 総建	高橋 和義	八王子市明 神町二丁目 十二番二十 二号	同日
九一二八	高部水道 工業	高部 勝利	江戸川区上 篠崎二丁目 一番三号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年五月二十一日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年
月日

三七四〇	有限会社 高部水道 工業	高部 貞夫	江戸川区上 篠崎二丁目 一番三号	同日
六五三六	省英設備 工業	森田 英男	八王子市西 寺方町千一 番地七十三	同日
四五七八	西村設備 工業株式 会社	西村 清	港区麻布十 番二丁目十 四番八号	平成二十 七年三月 二十日
六二四七	田中水道 会社	田中 昭二	大田区仲六 郷二丁目七 番十号 第 一屋柳沼ビ ル	同日二十 四日
五四三三	有限会社 パイプク リーンサ ービス	井口 静司	北区昭和町 三丁目五番 七号 一階	同日二十 六日
二五四〇	有限会社 安藤工業 所	安藤 伸一	日野市三沢 二丁目五番 地の十八	同日三十 一日
四五三三	株式会社 サンセツ	飯田 浩稔	中央区新川 一丁目十七 番二十五号 東茅場町 有楽ビル	同日
五〇五〇	東京ガス ライフバ ル渋谷株 式会社	湧稲国洋一	渋谷区幡ヶ 谷二丁目一 番十三号	同日

正 誤

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第百十二号

四ページ上段の後から八行目中「中」翌年度の末日」を
「翌々年度の九月末日」に改め、「同条」を削る。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

